

「医療法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 74 号）による
医療法人制度の改正に関する運営上の留意点及び手続について
（平成 28 年 9 月 1 日より）

兵庫県健康福祉部健康局医務課医療指導班

平素は、本県の保健医療行政の推進について、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについては、平成 27 年 9 月 28 日に公布された「医療法の一部を改正する法律」により医療法が改正され、関係政省令の改正により医療法人の役員の義務や公認会計士等による監査、医療法人会計基準の導入などに関する規定が整備され、平成 28 年 9 月 1 日より適用となっています。

つきましては、下記のとおり、改正後の法令に対応した医療法人の定款（財団医療法人にあっては寄附行為）変更及び運営上の留意点等についてとりまとめましたので、必要な手続を行うとともに、医療法人の運営について適切に実施いただきますようお願いいたします。

<兵庫県ホームページ上での周知>

関連通知を含めて、兵庫県ホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp>）のカテゴリ「ホーム」>「暮らし・環境」>「健康・福祉」>「医療・保健衛生」>「医療法人に関する申請・届出」 に掲載します。

記

1 改正法令に対応した医療法人の定款変更について

別紙「新モデル定款に準拠した定款変更手続について」を参照し、下記の日までに定款変更申請を行ってください。

ア 社会医療法人、病院又は介護老人保健施設を運営する法人、現行定款上では理事会が存在しない法人

（申請書提出期限）：平成 30 年 9 月 1 日まで

イ ア以外の法人【例：診療所のみを運営する法人（定款上理事会を設置していない法人は除く）】

特に期限は設けませんが、事業の追加等他の項目に関する定款変更申請の際に合わせて変更してください。

2 医療法人の運営上の留意点について（別紙の留意事項を参照ください。）

・法令の規定が優先されるため、定款を変更していない場合でも、『平成 28 年 3 月 25 日付医政発 0325 第 3 号医政局長通知「医療法人の機関について』を参照し、会議の運営・決議事項・議事録の内容等に遺漏のないよう法人運営を行ってください。

・また、決算規模が一定額以上の法人については、会計基準の変更、公認会計士等による外部監査、関係者取引の報告等新たに対応が必要であるので留意してください。

3 問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局医務課 医療指導班

TEL 078-341-7711 (内線 3228) FAX 078-362-4267

4 添付書類

- ・「新モデル定款に準拠した定款変更手続について」
- ・「平成 27 年度改正医療法に基づく医療法人の運営に関する留意事項」